

## 特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会（第3回）

### 議事要旨

#### 1. 日時

令和2年5月19日（火）18:00～19:00

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、牛山誠（有限責任監査法人トーマツパートナー）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、関口博正（神奈川大学経営学部教授）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、中尾彰宏（東京大学大学院情報学環教授）、柳川範之（東京大学大学院経済学研究科教授）

総務省：

谷脇総合通信基盤局長、田原電波部長、今川総合通信基盤局総務課長、布施田電波政策課長、片桐基幹・衛星移動通信課長、荻原移動通信課長、片桐電波政策課企画官、田中移動通信課移動通信企画官

#### 4. 配布資料

資料3-1 特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 論点整理（案）

#### 5. 議事要旨

（1）開会

（2）議事

- ・「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 論点整理（案）」に関し、資料3-1に基づき事務局から説明が行われた。

（中尾構成員）

まず、大枠の方向性は事務局資料の進め方でよいと思う。3点意見がある。

1点目は、各国の状況を見るという比較法に関し、3.4GHz帯や3.6GHz帯は各国も既に5Gでオークションをしているが、ホワイトスペースの状況が我が国とは異なる。つまり、空き帯域が少ないところでオークションが行われた結果と、多いところでオークションが行われた場合では、価格も変わってくると思う。特に日本ではSub 6は空いている帯域も少ないため、ホワイトスペースの状況を見比べないと経済的な需要の背景が分かりにくいのではないかと。また、ローカル5G等の割当ても進み、プライベートLTE等も割当てが拡大される見込みもあるため、プライベートバンドの各国における状況を比較できると良いのではないかと。

2点目は、電波の割当ては、通信事業者が有効利用できることが大前提になるため、そこに基準を置いて判断すべき。周波数を獲得するまでは良いが、電波は国民の共通の資産であるため、サービスの遅れなどが起こるようなところに割り当てるべきではない。これは比較審査の加点要素になると思うが、そういった大前提を判断のポイントにするべき。

3点目は、現在、コロナウイルス対応の状況にあるが、このような状況が長引く、また、再びパンデミックが起こるような状況も想定した上で制度の在り方を考える必要がある。例えば、価格が決まった後で、このような事態になった場合にどう対応するのか想定していくべきではないかと。

（田中移動通信課移動通信企画官）

1点目のホワイトスペースやプライベートバンドとの関係については、次回の研究会にて報告したい。

2点目について、あくまでこの特定基地局開設料の多寡は加点要素であり、開設計画に記載したことを実行できることが大前提での議論だと認識している。

3点目のコロナウイルス対応やパンデミックが起きたときなどの在り方については、今後の検討課題とさせていただきたい。

(大谷座長代理)

資料2ページにおいて、比較法を用いるのが適当とされていることについて、前回の事業者ヒアリングでも、各社、比較法が妥当ではないかという意見であり、比較法が適切だと思う。

比較法に当たっての補正については、もちろん周波数の特性もあるが、各国の制度や免許期間はかなりばらつきがあるため、補正しなければいけない。ミリ波帯についてはおおむね10年を超えない程度で揃っていると思うが、それ以外だとかなり長期のことが多い。制度の差もあると思うが、免許の期間は補正する必要がある。

一方、我が国の場合の標準額の想定期間については、やはり5年は短過ぎる。特に5Gのミリ波帯で多数の子局を整備していかなければいけないことを考慮すると、成果の刈取りまでの期間というとおおむね10年ではないか。

また、前回の事業者ヒアリングで、災害対策に関わる経費に、ドコモはかなりの投資をされているということだった。特に昨年は災害が非常に多かったことも踏まえての意見だと思うが、収益還元法であれば、災害対策に関わる経費もどの程度か見積もって算定に反映させることになると思うが、比較法においては、既にその計算結果が反映された金額をベースにしていると言えるので、その意味で、算定に反映させないのが適当ではないか。とはいえ、反映させないといっても、国によって発生する災害の頻度は相当違って来るだろう。我が国のように毎年甚大な被害が発生していると、稠密な電波利用の中で災害が起きてしまった場合の対策費が、もしかすると比較法に当たって参考になっている他の国々と状況が違うのであれば、そこも補正のポイントになってくるのではないか。

資料7ページの特定基地局開設料の審査イメージについては、絶対審査基準であまりにも低い金額だからといって排除できるかという点、実際にはこれまで、例えば、昨年4月の5G用の周波数割当ての絶対審査基準の中には、最低限満たすべき基準としてエリア展開の比率、設備調達の計画など、実際にサービスを満遍なく実施するための様々な基準があって、それを満たすことがまず条件とされているところであるため、特定基地局開設料の標準額をたまたま低く見積もってしまったことを理由に排除することが妥当かは、なかなか難しい。ただ、そうはいつでも、この標準額で示す幅が何億円から何億円というようなもので、それが狭いのか、かなり幅広くなるのかによっても変わってくるかと思うので、幅をどのぐらい持たせるのかといったことについても、ある程度イメージがつかめるよう

にすることが必要になるのではないか。

そして、具体的にこの標準額は開設指針等に盛り込まれるのか、また、開設指針の作成のどの段階で示されていくのか、それが事業者にとっての予見可能性を確保する上で十分なタイミングなのかについては、別途考慮する必要がある。サービス計画、中長期的な計画を立案する上で必要なタイミングであることが望ましいため、標準額の緻密さ、正確さを求めていくと提示するのが遅くなるかと思うが、それよりはざっくりした金額で早めに提示する方が良いだろう。

(田中移動通信課移動通信企画官)

1点目の想定期間については、事務局としても現在、10年での設定を考えているところ。

2点目の災害対策経費についても、既に盛り込まれた金額が各国のオークション金額に反映されていると考えている。災害対策経費は、当該経費に該当するかどうかという外延、外枠を定めることが困難であり、また、割当てによって発生する費用ではなく、各事業者が従来から対策費用として計上しているものであるため、基本的には災害対策経費は反映しないのが適当であろうかと考えている。ただ、他国との違いがあれば補正が必要との指摘については、改めて次回の研究会にて報告したい。

3点目の著しく低い金額について、資料では最低金額が下限値の半分としているが、これはあくまで例示であり、何分の1、あるいは1桁下といった設定もありうる。ただし、著しく標準額を下回る金額は排除すべきではないかという考え方を提示したもの。

4点目の予見可能性については、まさに本研究会は事業者に対する予見可能性を与えることを目的としており、できる限り考え方を整理して、研究会で標準額の考え方を提示したい。実際の割当てにおける特定基地局開設料の標準額については、開設指針の中で記載することを考えている。

(片桐電波政策課企画官)

昨年の電波法改正により経済的価値を比較審査の審査項目に加える制度ができたが、この趣旨は、これまではカバー率等の審査により電波を最も有効に利用する者を選んでいたが、それだけでは収益を上げる創意工夫の観点での比較ができなため、この観点から電波の有効利用度を測る指標を新たに加えたもの。したがって、そのパラメータでの取組が

非常に低いものを絶対審査基準を満たしていないとして排除することは、制度的に否定されるものではない。

(牛山構成員)

資料2ページで、AP法と収益還元法については引き続き検討とすることが妥当ではないかと記載されているが、基本的には、5ページ、6ページにある比較法で今回は算定していくという考え方を取るということか。

比較法を取った場合に、5ページ、6ページの「考慮すべき事項」が非常に重要になってくると思うが、例えば、6ページの「割合」として補正するためのパラメータを決めることになる。その際、例えば、平均値や中央値だとすると、何をベースにして平均値なり中央値なりを出したのかが問われる。また、一方で、「〇〇億円から〇〇億円」という、出来上がりの数字としてはレンジとされているが、中央値や平均値を出してしまうと、1つのパラメータしか出てこなくなり、レンジの計算ができないと思うが、レンジの計算の仕方をどのような形でやるのか。

さらに、第1回会合の資料に5Gオークションの落札結果のデータがあるが、ドル、ポンド、ユーロ、ウォンといった形で各国の通貨で記載されていて、それをドルに直したときにどういう為替レートでドルに直しているのか、円に直すときにどういう為替レートで円に直していくのかという点で、為替が変動するとかなり変動してしまうのではないかと。為替レートをどう補正していくのか。

(田中移動通信課移動通信企画官)

まず、比較法か、AP法か、収益還元法かについては、本研究会の1回目と2回目の議論により、比較法でいくべきではないかという意見が多数を占めたため、比較法でいくことを考えている。

レンジの決め方についても様々な方法がありうる。平均値や中央値であれば一点で定まるため、そこから一定のプラスマイナス何億円というやり方もありうる。また、複数の国々のオークション金額を補正し参照していくことになるため、平均値や中央値に近い国のオークション金額を基にして補正された額で、その上限と下限を定めるといった方法も考えられる。

為替レートは変動するものであるため、その補正は様々な方法があると考えている。購

買力平価方式による比較や、為替変動を捨象して一定の年で揃える考え方もあると思うので、ぜひ御議論いただきたい。

(柳川構成員)

今までの議論の中で、比較法が適切ではないか、この中では一番適切ではないかという御議論が多かったため、比較法でやることに異存ない。

しかし、比較法でやるとなると、各国の状況をいかに日本の状況に合わせて補正をするか、非常に難しい面があることも事実。先ほど為替レートの話が牛山構成員からあったが、現在のような経済情勢で為替レートが非常に大きく動くとき、動く前のデータを使うべきか、動いた今の状態を使うべきかは非常に悩ましい。

それ以外にも、例えば、今回は名目GDPで規模感を測って、それで補正をする、日本に合わせた状態にするという案だが、今の名目GDPで相対的に計算し直すことで良いのか、それとも、実際には電波が使われるのはこの5年あるいは10年の期間だとすると、5年なり10年なりのGDPの成長率の予測を使うのが適切ではないかと考え出すと、考えたほうが適切なのだろうか、厳密に詰めようとするとう難しい問題が出てくる。

したがって、標準的な経済的価値をきっちり割り出すのではなく、趣旨は経済的価値の標準的な試算をすることにあるとして、ある程度の割り切りが必要。

経済的な側面の補正の難しさを申し上げたが、技術的な面であっても、多々難しい面があると思う。これをぎりぎり詰めていくことも一つの選択肢だが、それは難しいため、やはり、開設計画を審査する際のポイントの計算のために幅を示すのであり、その幅の参考になる数値を出すために計算をするという割り切りをした上で、それでも例えば桁が違っていたら問題であるし、大きな数字が間違わないようにするための補正だと割り切りをする必要があるのではないか。

一方、我が国の事情として何を考慮すべきかについては、考慮する、考慮しないという線引きは適切ではないのではないか。今回限りの判断かもしれないが、この事項は考慮しなくても良いという事実が積み重なっていくと、ある事項は考慮してはならず、ある事項は考慮すべきということが決め打ちされてしまうのは、将来にとって良い前例を作らないと思う。

本来であれば、全ての要素は考慮すべきなのだが、やはり全体の数字を出す上では比較的ウエートが小さい、または、あまり考慮する重要性が低いというところで線を引くべき

である。結果としては同じで言葉の言い換えだが、やはり考慮した上で、今回の経済的価値の標準的な試算においてはその算定には入れないと整理しておいたほうが後々のために良いのではないか。

いずれにしても、結局のところ、これがポイントとの兼ね合いでどういうふうに使われるかが重要だと思う。

先ほど大谷構成員から半分以下で切って良いのかという話があったが、これも事務局からあったように、事前に幅があらかじめ提示されているのであれば、たまたま低く出してしまって外されるということは起きないので、ある意味で、その幅が下限、これ以下だと絶対審査基準で落とされるということが分かっているならば、それより高い数字を当然取ろうとするため、その点はどの程度公表されて予見可能性があるかにかなり依存する。

また、下限のところには重要度があって、下限を超えていればある程度点がつくというような構造になり、上限幅はあまり意味がない形になる。上限幅を超えても良い構造になっているため、幅を作っても下限にウエートのある仕組みになる点について、これで良いかは検討すべき点だろう。

さらに、結局、ここでのポイントと、例えば、経営体質がしっかりしているかというポイントとのウエートの問題があるため、ここ以外のほかのポイントとの兼ね合いがどの程度のものかも最終的には考えた上で、ポイントのつけ方を考えていく必要があると思う。

(田中移動通信課移動通信企画官)

10年間の経済成長率を考慮した係数は取りにくく、ある一定の時点で計算したものを示すことになると考えている。

また、補正する事項については、考慮はするが、その物事の大きさとしては小さいという捉え方で検討してまいりたい。

標準額の上限值、下限値については、開設指針において標準額の上限值と下限値を示し、申請者が開設計画を作成して認定申請をする形になる。下限値に重要度があることは事実だが、上限値に関しても、上に行けば行くほど点数が高いことになるため、上限値は必ずしも不要になるものではなく、上限値と下限値を示すことは必要と考えている。

他の要素とのウエートの関係については、特定基地局開設料の金額は、重要な要素ではあるが、必ずしもそれだけで決まるものではない。きちんと携帯電話事業を営むことができるかという観点で審査するため、特定基地局開設料だけが決定打になるものではない。

(関口構成員)

おおむねこの論点整理(案)で良いと思う。1点、資料3ページ目の周波数幅について、例示として100MHzと400MHzで価値は4倍ではないという意見もあることが紹介されている。その一方で、6ページのイメージ例では割り切って600MHzだったら6倍とされている。このように補正にも少し幅があるという中で、幅をどのように今後、運用の中で捉えていくか、課題として出てくる。

また、資料7ページについて、この標準額を外れてしまった事業者をどのように扱うか。下限についても、収益を上げる、創意工夫等も考慮するから一概に駄目とはならないという説明もあったが、例えば、上限を大幅に超える申請があった場合に、その会社を1位に上げるべきかどうかについても、標準額の設定そのものの設定の仕方に課題があって、事業者の予見性を高めていなかったのではないかという批判にどのように答えるかも含め、今後、実際の手続の中でこの幅を逸脱した場合をどう扱っていくかは議論したほうが良い。

(田中移動通信課移動通信企画官)

1点目については、第2回会合でドコモから提出された意見であり、ぜひ御議論いただきたい。

2点目の大幅に上回る場合の取扱いについては、各者のビジネスモデルによっては、比較法によって算定した標準額を大幅に上回る設定もあり得ると思っている。その場合、著しく逸脱するから絶対的審査基準によって排除するのではなく、むしろ良い方向として加点要素と捉えるというのが提示した案である。

(関口構成員)

6ページの補正の数字は単純倍数でも構わないが、ドコモの提案のように、6倍ではないといったときの上限の値は、ここを一つ取ってみても大きく数字が変わってくる。そのため、この補正割合をどのように考えていくかというのは、結果としての上限値、下限値に随分影響するファクターだと思うので、事業者から意見がある限りにおいて、議論を尽くしたほうが良いと思う。

(田中移動通信課移動通信企画官)



事業者とのコミュニケーションにおいて、例えばどのような使われ方を想定しているのかというニーズ把握を行いながら、今後も標準額の設定について検討してまいりたい。

(飯塚構成員)

1点目は、今回、比較法ということで海外のケースが参照されることになるが、補正に関連して、それぞれの国を比較するに当たり、人口1人当たりの1MHz当たりの金額を1つの単位として比較する手法が用いられるケースがある。人口1人当たりで計算していくと、都市部と農村部で価格が異なってくる。つまり、仮に共用条件としてある特定のエリアが保護ゾーンのため使用できない場合、当該エリアを人口単位で引き算をしていく考え方もあるのではないかと。

2点目は、資料7ページについて、日本では比較審査の中で競願時審査基準が採用されているところ、いわゆるオークションはどういった局面で利用されているかと言えば、2つの場面があり、各事業者が欲しい帯域幅をめぐる競争の場面、次に、実際にどの周波数の場所が欲しいのかという割当て場所をめぐる競争の場面という、大きくこの2つをめぐる経済的価値を使ったオークションが実行されていると整理できる。

日本では、割当て場所をめぐる競争はこれまでの競願時審査基準においても発生していたため、どこで競争が生じるのかと言えば、帯域幅をめぐる競争ではなく割当て場所で、どこのブロックが割り当てられるのかというところを純粋に金額で優劣をつけることがなじみやすいと考えている。

(田中移動通信課移動通信企画官)

人口1人当たりで計算する方法ももちろん考えられる。経済的価値の算定であるため、「各国の規模」は、経済規模で補正することが一案ではないかと考えたところ。

また2点目について、例えば、今、既に割り当てられている帯域に隣接するところが良いといった形で競争が生じることはあり得ると考えている。今後も、携帯電話事業者が使いやすい周波数帯の割当てができるように努めてまいりたい。

(3) 閉会

以上